

「ショートステイグランふく富久」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(徳島県指定 第3670104714号)

当事業所はご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業所
 2. 事業所の概要
 3. 職員の配置状況
 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
 5. 苦情の受付について
 6. 緊急時及び事故発生時の対応
 7. 非常災害対策
- ・情報提供同意書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 寿美礼
- (2) 法人所在地 徳島県徳島市川内町富久 102 番地 4
- (3) 電話番号 088-666-2300
- (4) 代表者氏名 理事長 佐々木 雄毅

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所 平成 28 年 8 月 1 日指定
徳島県第 3670104714 号
- (2) 事業所の目的 社会福祉法人寿美礼が開設するグランふく富久(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護(以下「短期入所サービス」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
- (3) 事業所の名称 グランふく富久
- (4) 事業所の所在地 徳島県徳島市川内町富久 102 番地 4
- (5) 電話番号 088-666-2300
- (6) 事業所長(管理者)氏名 美保 良一
- (7) 当事業所の運営方針
 - 1 事業所の従業者は、法令、規則及びこの規程に定めるところにより、適切な短期入所サービスを提供するものとする。
 - 2 事業の実施に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族等に対し、短期入所サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行い、同意を得るものとする。
 - 3 前項に規定する短期入所サービスの提供は、常に利用者の心身の状況を把握しつつ、個人の意思を尊重した多様なニーズに応える適切かつ質の高いサービスの提供を行うものとする。
特に、認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応した短期入所サービスの提供ができる体制を整えるものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携をはかり、統合的なサービスの提供に努めるものとする。

(8) 開設年月 平成 28 年 8 月 1 日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

(10) 利用定員 20 名

(11) 居室の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室 数	
Aユニット	10 室	個室
Bユニット	10 室	個室
トイレ	各ユニット 2 つずつ	車椅子対応形式
洗面所	各居室	壁面型
ナースコール	各居室	コード式採用

○居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数	勤務形態
管理者	1 名	常勤
生活相談員	1 名	常勤
看護職員	1 名	常勤
介護職員	5 名以上	
栄養士	1 名	非常勤
機能訓練指導員	1 名	非常勤
医師	1 名	非常勤

〈介護職員の勤務体制〉

1. 介護職員

標準的な時間帯における最低配置人員

早出：7：00～16：00

遅出：13：00～22：00

夜間：22：00～7：00

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 栄養管理

- ・当事業所では、管理栄養士により、利用者の年齢心身の状況によって適切な栄養及び内容の食事の提供を行います。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7：00～ 昼食：12：00～ 夕食：17：00～

②入浴

- ・入浴は週2回、また、ご希望によりご家庭での生活にあわせた入浴もお聞きしています。清拭は必要に応じ随時行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供（食材及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲にてご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担になります。

料金：1日あたり標準基準額 1,445円（朝食：321円、昼食(おやつ含む)：602円
夕食：522円）

②居住費 滞在に要する費用(光熱水費及び室料〈建物・設備・器具の減価償却費、修繕費等)）

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費、修繕費等）を、ご負担していただきます。1日2,066円。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載されている従来型個室（特養等）の金額のご負担となります。

③理髪

[理髪サービス]

理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）、美容師の出張による美容サービス（調髪・パーマ・洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：実費（派遣される理・美容院の定める金額）

④レクリエーション，クラブ活動（実費）

ご契約者並びにご利用者の希望によりレクリエーション，クラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤複写物の作成費用

利用者又はその家族等より短期入所サービス提供についての記録の複写物の作成を求められた場合、実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用は実費の支払いを受けるとします。おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦追加の電気料金（電気器具使用料）

利用者個人の持ち込む電気器具について下記の電気料金の支払いを受けるとします。

1点につき 50円/日

ただし、テレビ・ラジオ等教養娯楽的な器具については、1品は滞在費に含めるものとして、無料とする。

⑧特別食費（特別な食事の提供に要する費用）

利用者の希望・選択等により提供した特別な食事についてはその食事を提供するのに要した費用（食材料費・調理費用）から通常の食事を提供する費用を控除した金額の支払いを受けるとします。なお、その金額は前もって提示するものとします。

（追加費用別途請求方法）

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第9条参照）

別紙料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

○その他介護保険によるサービス

療養食加算...医師の指示に基づく療養食を提供した場合。

○ご利用者がまだ要介護認定を受けてない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。償還払いとなる場合は、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

○経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することができます。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法

前記 (1) , (2) の料金・費用は、契約者又は利用者に対し、前月料金の請求書及び明細書を毎月 10 日前後に送付するものとし、契約者又はその月の末日までにご利用期間分の合計金額を支払うものとし、ただし請求書の送付については、双方協議の上で省略できるものとし、なお、支払い方法については、双方協議の上で、同意した方法によるものとし、

施設は利用料金の支払いを受けた時、契約者又は利用者へ領収書を交付するものとします。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前にご契約者（利用者）の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者（利用者）の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第 25 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 美保 良一
[職 名] ショートステイグランふく富久 施設長
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日
9：00～18：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

徳島県保健福祉部 長寿いきがい課	所在地 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号 088-621-2159 F A X 088-621-2840 受付時間 8：30～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地 徳島市川内町平石若松 78-1 電話番号 088-666-0117 F A X 088-666-0178 受付時間 8：30～17：00
徳島県社会福祉協議会	所在地 徳島市中昭和町1丁目2番地 電話番号 088-654-4461 F A X 088-654-9250 受付時間 8：30～17：00

徳島市役所 高齢介護課	所在地 徳島市幸町2-5 電話番号 088-621-5587 F A X 088-624-0961
鳴門市役所 介護保険課	所在地 鳴門市撫養町南浜字東浜170 電話番号 088-684-1347
小松島市 介護福祉課	所在地 小松島市横須町 電話番号 0885-32-3507
阿南市役所 保健福祉部介護保険課	所在地 阿南市富岡町トノ町12-3 電話番号 0884-22-1793

阿波市役所	介護保険課	所在地 阿波市市場町市場字上野段 3 8 5 - 1 電話番号 088-336-6814 F A X 088-335-6080 受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00
板野町役場	福祉保険課	所在地 板野郡板野町吹田字南 2 2 - 2 電話番号 088-672-5980 F A X 088-672-5980 受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00
松茂町役場	健康保険課	所在地 板野郡松茂町広島字東裏 3 0 番地 電話番号 088-699-8712 F A X 088-698-3642 受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00
藍住町役場	健康推進課	所在地 板野郡藍住町奥野字矢 5 2 - 1 電話番号 088-637-3115 F A X 088-637-3154 受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00
上板町役場	福祉保険課	所在地 板野郡上板町七條字経塚 4 2 電話番号 088-694-6810 F A X 088-694-5903 受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00
		所在地 電話番号 F A X 受付時間

(3) 第三者委員連絡先

石田 幸夫	TEL 090-3183-8177
河村 芳治	TEL 090-9459-7257

6. 緊急時及び事故発生時の対応

1. 職員は、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとします。
2. 短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。
3. 利用者に対する短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。
4. サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償いたします。なお、社会福祉法人寿美礼 ショートステイグランふく富久は、下記の損害賠償保険に加入しております。

保険会社名	富士火災海上保険株式会社
保険名	賠償責任保険
保障の概要	対人保険 対物保険

7. 非常災害対策

ショートステイگرانふく富久

◎地震・風水害等、災害発生時には、管理者、防災管理者の判断により、当事業所を休止する場合があります。

◎ 当事業所では、非常災害には次の体制で対応します。

防災管理者（防火管理者）	佐々木 文尚
非常時の対応方法	当事業所の定めるマニュアルによる
平常時の訓練	2回／年、設備点検もあわせて実施
防災設備	自動火災報知器、非常警報装置、消火器、散水栓、スプリンクラー、非常発電装置

年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 ショートステイグランふく富久

説明者役職名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

印

契約者住所

氏 名

印

利用者との関係 ()

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき利用申込者またはその家族への重要事項説明書のために作成したものです。